

大阪市公告第26号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年4月16日

大阪市長 横山英幸

1 担 当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話 06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田ほか3自転車保管所古自転車等-3	4山
②	北港自転車保管所古自転車等-3	1山

3 下見日時及び場所

	下見日時	保管場所	所在地
①	令和8年 6月3日 午前10時から 午後5時まで	安田自転車保管所	鶴見区安田2丁目5番16号
		大宮自転車保管所	旭区大宮1丁目1番32号
		南港自転車保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
		南港東自転車保管所	住之江区南港東2丁目3番先
②	令和8年 6月3日 午前10時15分から 午後5時まで	北港自転車保管所	此花区北港2丁目1番先

であること

- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (6) 建設局の不用物品売払い入札において、入札日を基準として、過去、大阪市競争入札参加停止措置要綱の別表に定める各措置要件について、当該措置要件ごとに定める措置期間に相当する期間内に、同別表のいずれかの措置要件に該当する行為を行った者でないこと

5 入札説明書等の交付場所

上記 1 に同じ

6 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記 1 においても無償で交付する。

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和 8 年 6 月 2 日までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記 1 に同じ

8 入札参加資格の審査等

- (1) 7 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4 で交付した物品売払い入札参加承認証及び古物商許可証（行商する）を確認することによるので、持参すること（写しは不可）

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、19(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

9 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

12 売買代金納付期限

令和8年6月8日

13 物品引取期限

令和8年6月18日

14 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時 令和8年6月4日 午前10時

(2) 入札執行の場所 大阪市建設局入札室（場所は上記1に同じ。）

15 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

16 入札に参加できない者

入札書交付後から入札時までの間において「入札参加資格」の要件を満たさなくなった者、満たさないことが判明した者、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

17 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

18 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

19 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、物品売払入札参加承認証に記載される個人（落札者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者）、契約上の受任者又は代理人入札を行った代理人に対して本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、個人番号カード（マイナンバーカード）、外国人登録証明書、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

(3) 落札者について、古物営業法の改正に伴って、令和2年3月31日までに「主たる営業所等の届出書」による届け出等の必要な手続きを行っており、現在において、古物商許可証に記載の都道府県公安委員会の許可を有している旨の誓約書を提出すること（ただし、旧法による許可に限る。）。提出しない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。なお、誓約書に古物商許可証の写しを添付すること

- (1) 11の契約保証金を指定期限までに納付できない場合又は契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合又は契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)